

資料1 - 5	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第2回）
	平成18年6月16日

適正管理促進のための届出の義務化について

1.届出の義務化

事業者による自主的取組が、確実かつ効果的に進められるようにするため、行政の一定の関与のもとに管理体制の整備及び管理の改善の促進を図ることが重要である。行政の関与の方法としては、事業者の創意工夫を活かした柔軟な取組を阻害することのないよう必要最小限なものとするべきであり、事業者が講ずべき自主的取組内容等を定めた指針を作成するほか、管理計画書等の作成と届出を義務化することが適当である。なお、届出義務違反に対しては、過料等の罰則の適用を検討するが、届出された内容（管理目標、取扱量等）の是非を判断し、是正させる権限を行政に与えるものではない。

P R T Rデータの正確性を確保するために有効であり、環境リスク低減のための行政の取組を進めるためにも有効な化学物質の取扱量等の情報について、事業者による把握と届出を義務化することにより、化管法にもとづくP R T R制度を補完することができるようにすることが適当である。

自然災害や施設の故障、人為的ミスなどが起きたときに、化学物質の漏洩等を防止し、地域住民の安全と安心を確保するため、危機管理の観点を含めた化学物質管理を行うことが必要であり、緊急事態対処計画書等の作成と届出を義務化することが適当である。

導入する届出制度の具体的な内容（届出事項、届出対象事業者等）については、化管法によるP R T R制度や他の地方自治体における制度を参考にするとともに、大阪府における化学物質の適正管理を効果的かつ効率的に推進できるよう、大阪府の実情を踏まえたものとするべきである。

2.届出事項の検討

(1) 届出事項の区分

届出の内容に鑑み届出事項を関連する次の3種類に区分する。

事故時の報告

【届出事項の例】

ア.事故発生時の通報

イ.事故後の報告（事故の内容と応急措置等の内容の報告）

取扱量等の届出

【届出事項の例】

ア.製造量、使用量その他の取扱量の届出

イ.排出量、移動量の届出

ウ.貯蔵量の届出

管理計画書等の提出

【届出事項の例】

ア.管理計画書（管理方針、管理組織等）の提出

イ.管理の改善計画書（目標、期間、実施計画等）の提出

ウ.目標達成状況報告書の提出

エ.緊急事態対処計画書の提出

オ.事故の検証結果を踏まえた改善計画書の提出

「オ.事故の検証結果を踏まえた改善計画書の提出」は、「事故時の報告」にも関連するが、内容的には「エ.緊急事態対処計画書の提出」とより密接に関連するものなので、「管理計画書等の提出」に区分した。

(2) 考えられる届出事項

他の地方自治体における既存の化学物質管理制度等を参考に、考えられる届出事項を参考1に示す。

3.届出対象事業者の検討

(1) 検討に当たっての考え方

対象事業者とすることによって期待できる環境リスク低減効果に比べて、事業者の負担が相対的に過大となることのないよう配慮する必要がある。

事業所の規模による化学物質取扱量（排出量）の累積カバー率に基づいて裾切りを設定する方法は合理的ではあるが、今回は、規制ではなく自主的取組の仕組みを検討するものであることから、検討に当たっては、事業者の人的・経済的な対応可能性を勘案して、対象事業者を決めることが適当である。その際、P R T R制度との一体的な運用や大阪府のこれまでの適正管理指導との継続性にも配慮するべきである。

対象業種の選定にあたっては、排出量の多寡だけではなく、排出量等の把握に係る技術的な対応可能性も考慮する必要がある。

(2) 検討の方向性

届出項目ごとに対象事業者が細かく異なると事業者にとって分かりにくい制度となるので、対象事業者の定義を統一することが望ましいが、一方で届出項目によって事業者の対応可能性等が異なることを考慮する必要がある。

届出の内容から考えて、基本的には3種類に区分した届出事項ごとに次のような方向で対象事業者を決めるのが適当であると思われる。

事故時の報告

化学物質の漏洩等による直接的な環境汚染が懸念されることから、できるだけ幅広い業種の比較的小規模な事業者も対象とする方向で検討する。

取扱量等の届出

届出内容がP R T R制度を補完するものであること及びP R T R制度が普

及・定着していると考えられることから、P R T R制度の対象事業者*と同一とすることを基本としつつ、大阪府域の実情や大阪府独自の届出の目的を勘案して必要な範囲で変更を加える方向で検討する。

* P R T R制度の対象事業者

業 種：製造業等23業種

従業員数：事業者全体の従業員数が21人以上

取 扱 量：対象化学物質ごとの年間取扱量が1トン(発がん物質は0.5トン以上)

管理計画書等の提出

マネジメントシステムを構築し運用するための体制の整備が、小規模の事業者には一般に困難を伴うものであることから、円滑な義務履行を確保するために、P R T R制度の対象事業者より規模の大きい事業者を対象とする方向で検討する。

(3) 対象事業者の要件

対象事業者の要件としては、「業種」「事業者の規模」「事業の規模」の3種類について検討することとする。

化管法によるP R T R制度との一体的な運用が望ましいことから、「業種」については、化管法に定める業種分類を参考に対象業種を設定し、事業者の裾切り要件については、「事業者の規模」は従業員数を、「事業の規模」は対象化学物質の年間取扱量を、指標として設定することが適当であると思われる。

既存の制度における裾切り等を参考に、考えられる対象事業者の要件を参考2に示す。

届出事項に関する検討資料

1. 管理計画書等の提出

項目	届出させる意義	届出させることの問題点	他の自治体での届出事例	
			自治体名	罰則
管理の枠組みに関する項目 管理計画書 (内容例) ・目的 ・管理方針 ・管理組織(体制) ・教育、訓練 ・管理手順 ・関係者への情報提供	・事業者による管理体制(マネジメントシステム)の構築を確実なものとするができる。	・小規模事業者にとって負担が大きい。 ・環境マネジメントシステム構築済の事業者の抵抗感(ISO14001では行政の関与を予定していない。)	埼玉県(提出)	過料(5万円以下)
			東京都(提出)	なし
			神奈川県(提出) *許可申請時の必要書類	なし *許可制で担保
			愛知県(提出)	過料(3万円以下)
			札幌市(提出)	なし *勧告 氏名公表
			名古屋市(届出)	過料(3万円以下)
			滋賀県(提出) *大気環境に係る	なし
			(注) 管理計画書の名称を欄外に示す。	
管理の改善に関する項目 具体的目標 目標達成期間 目標達成のための実施計画 目標設定の理由	・事業者が責任感、緊張感をもって管理の改善を図ることが期待できる。	・具体的目標の設定が困難な事業所の存在が予想される。	埼玉県(提出)	過料(5万円以下)
			神奈川県(報告)	なし
			愛知県(提出)	過料(3万円以下)
	・設定した目標の妥当性について指導、助言することができる。	・自主的取組への行政の過度の関与となるおそれがある。		

	項目	届出させる意義	届出させることの問題点	他の自治体での届出事例	
				自治体名	罰則
管理の改善に関する項目	目標達成状況	・行政が改善効果を確実に把握することができる。	・容易に達成可能な安易な目標設定を招くおそれがある。 ・目標達成時期が事業所により異なるため、行政のフォローが煩雑化する。	神奈川県（報告）	なし
	検証・評価の方法及び手順	・PDCA サイクルによる継続的改善を確実なものとすることができる。	・検証、見直しの手法が定着していない事業所では、対応が困難である。 ・検証、評価の客観性をどのようにして確保するかが課題である。		
	評価結果及び計画の改善・見直し内容				
緊急事態関連項目	緊急事態対処計画書 ・未然防止対策 ・事故発生時の対応マニュアル	・化管法で欠如している危機管理の観点、都市部では重要	・市町村消防部局や府の危機管理担当部局との情報の共有が必要	埼玉県	過料(5万円以下)
				東京都	なし
				神奈川県	なし
				愛知県	過料(3万円以下)
				札幌市	なし
				名古屋市	過料(3万円以下)
				(注) すべて管理計画書に含む。	

(注) 管理計画書の名称

埼玉県：特定化学物質等適正管理手順書

東京都：化学物質管理方法書

神奈川県：環境配慮書

愛知県：特定化学物質等管理書

札幌市：化学物質自主管理マニュアル

名古屋市：特定化学物質等適正管理書

滋賀県：大気環境負荷低減計画書

2.取扱量等の届出

項目		届出させる意義	届出させることの問題点	他の自治体での届出事例	
				自治体名	罰則
基本的情報	製造量、使用量その他の取扱量	<ul style="list-style-type: none"> PRTR データのチェックに有効 管理の改善状況の判断に有効 (排出量原単位の把握) PRTR 法による届出義務履行の確保に有効 近隣住民への情報提供 (潜在的リスク情報) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報として収集するか、一般に開示するかで異なる。(一般に開示する場合) 営業秘密情報の取扱い 事業規模が推定されることに対する事業者の抵抗感 	埼玉県 (報告)	過料 (5 万円以下)
				東京都 (報告)	科料
				神奈川県 (報告)	なし
				愛知県 (届出) * 製造量・使用量の合計	過料 (3 万円以下)
				石川県 (報告)	なし
				徳島県 (報告)	過料 (5 万円以下)
				札幌市 (報告)	なし * 勧告 氏名公表
				名古屋市 (届出) * 取扱量合計	過料 (3 万円以下)
環境負荷項目	環境への排出量	<ul style="list-style-type: none"> 暴露量の把握によるリスク評価に有効 	<ul style="list-style-type: none"> MSDS 提供義務のない物質の含有量情報を確実に入手できる方法がない。(独自選定物質を対象とする場合) 	東京都 (報告) * 対象物質 58 物質 うち独自選定 16 物質 すそ切り 年間取扱量 100kg 以上 従業員数 なし	科料
	廃棄物としての移動量 下水道への移動量			札幌市 (報告) * 対象物質 66 物質 独自選定物質 なし すそ切り 年間取扱量 100kg 以上 従業員数 10 人以上 (市内全事業所合計)	なし * 勧告 氏名公表

項目		届出させる意義	届出させることの問題点	他の自治体での届出事例	
				自治体名	罰則
	昨年度からの排出量・移動量の変化の理由	・PRTR データの正確性の確保に有効	・特になし		
	排出量・移動量の算出の方法（規則に掲げる方法のどれを用いたか）	・PRTR データの信頼性向上のための基礎情報として活用可能	・特になし		
危機管理関連項目	貯蔵量（基準日）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への情報提供（潜在的リスク情報） ・リスクコミュニケーション推進の契機の付与 ・緊急事態発生に備えた基礎的情報として有用 	・基準日を設定する根拠がない。		
	貯蔵量（平均）		・平均貯蔵量の把握が困難		
	貯蔵量（最大）		・物質によっては、消防、防災関係部局の有する届出情報と重複	東京都（化学物質管理方法書に含む）	なし
その他	製造品・副産物としての移動量	<ul style="list-style-type: none"> ・物質収支の把握に有効 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報として収集するか、一般に開示するかで異なる。（一般に開示する場合） ・営業秘密情報の取扱い ・事業規模が推定されることに対する事業者の抵抗感 	東京都（報告）	科料
				札幌市（提出）	なし * 勧告 氏名公表

3.事故時の報告

項目	届出させる意義	届出させることの問題点	他の自治体での届出事例	
			自治体名	罰則
事故発生時の通報（化学物質に特化した規定）	・事故発生時の初動対応を確実なものとするために有効	・混乱時に通報先が増加することに対応できないおそれがある。	愛知県	なし
事故報告書（化学物質に特化した規定） ・事故時に講じた措置内容	・大気（有害物質の漏洩等）や水質（油の流出等）に特化した既存の制度と比べて、化学物質として包括的に事故状況を把握することができる。	・報告が必要な事故の規模について規準を示すことが困難である。 ・消防、防災関係部局への報告と重複する。	愛知県（届出）	なし
			石川県（届出）	なし
			栃木県（報告）	なし
			茨城県（報告）	なし
			熊本県（届出）	なし
名古屋市（報告）	なし			
事故報告書（化学物質に特化した規定） ・事故の検証結果とそれを踏まえた改善計画	・事故の再発防止に効果的	・改善計画について指導、助言するためには行政側に調査能力と知見が必要である。		

届出対象事業者の要件に関する検討資料

1.対象とする業種

【対象とする業種の例】

ア.製造業に限定

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」の対象業種

イ.P R T R制度の対象業種

製造業等 2 3 業種（業種ごとの P R T R 届出実績件数は別添 1 参照）

ウ.P R T R制度の対象業種 + 排出量が多いと考えられる特定の業種

追加する業種の例：建設業（元請業者）、医療業、ゴルフ場等

エ.すべての事業活動（業種限定なし）

化管法による「化学物質管理指針」に留意して化学物質管理を行う責務を有する者及び M S D S 提供義務のある者

2.事業者の規模(従業員数)

(1) 従業員数による裾切り

【裾切りの例】

ア.従業員数 301 人以上

中小企業基本法において定義された中小企業（製造業等）を除外

イ.従業員数 101 人以上

中小企業基本法において定義された中小企業（サービス業、卸小売業等）を除外

ウ.従業員数 50 人以上

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（管理規程類の報告）の対象規模

エ.従業員数 21 人以上（P R T R 制度の対象規模）

中小企業基本法において定義された小規模企業者を除外

オ.従業員数 10 人以上

米国の T R I の対象規模、札幌市の排出量等届出対象事業者の規模

カ.全ての規模（すそ切りなし）

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（使用量、製造量の報告）の対象規模、東京都の排出量等届出対象事業者の規模

化管法による「化学物質管理指針」に留意して化学物質管理を行う責務を有する者及び M S D S 提供義務のある者

(2) 裾切りの判断方法

ア.事業者全体

P R T R 制度の裾切りの考え方

イ.大阪府域の事業所全体

札幌市の排出量等届出の裾切りの考え方（札幌市内の事業所の従業員数の合計で判断）

ウ.個々の事業所単独

現行の「大阪府化学物質適正管理指針（管理規程類の報告）」の裾切りの考え方

(3) 業種とのリンク

ア.業種によって異なる裾切りを採用

イ.全業種共通の裾切りを採用

3.事業の規模(対象化学物質の年間取扱量)

(1) 取扱量による裾切り

【裾切りの例】

ア.取扱量 10 トン以上

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（使用量、製造量の報告）の「Cランク物質」の対象規模

イ.取扱量 5 トン以上

P R T R 制度完全施行までの暫定期間（2年間）の対象規模

ウ.取扱量 1 トン以上（P R T R 制度の対象規模）

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（使用量、製造量の報告）の「Bランク物質」の対象規模

エ.取扱量 0.5 トン以上

特定第1種指定化学物質（発癌物質）に関するP R T R 制度の対象規模

オ.取扱量 0.1 トン以上

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（使用量、製造量の報告）の「Aランク物質」の対象規模、東京都・札幌市の排出量等届出の対象規模

カ.対象化学物質を取扱う事業所はすべて対象（裾切りなし）

化管法による「化学物質管理指針」に留意して化学物質管理を行う責務を有する者及びMSDS提供義務のある者

(2) 裾切りの判断方法

ア.全ての対象化学物質の合計取扱量

イ.個々の対象化学物質の取扱量

P R T R 制度の裾切りの考え方

(3) 有害性とのリンク

ア.有害性の程度に応じて異なる裾切りを採用

現行の「大阪府化学物質適正管理指針」（使用量、製造量の報告）では、有害性の程度に応じ、A・B・Cの3ランクに区分して裾切りを設定

P R T R 制度では、発がん物質（特定第1種指定化学物質）について、より厳しい裾切りを設定

イ.全対象化学物質共通の裾切りを採用

4. 特別の要件

化管法では特別要件施設*を有する場合は取扱量の要件を問わずに対象事業者となることとしている。(業種及び従業員数による裾切りは適用)

* 特別要件施設の例：下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 等

このような特別の要件を定めるかどうかについても検討が必要

ア.特別の要件を定める

特別の要件の例： 大阪府域においては、小規模な塗装業者や印刷業者による排出量等が相対的に多いと想定されることから、排出量等の大半を把握できるようにするため、現行条例に定める塗装に係る届出施設及び印刷に係る届出施設を設置していることを特別の要件として定め、従業員数・年間取扱量の裾切りを引き下げる。

イ.特別の要件を定めない

大阪府における業種別のP R T R届出状況

業種	届出件数			
	H13	H14	H15	H16
金属鉱業	1	1	1	1
原油・天然ガス鉱業	0	0	0	0
製造業	691	647	783	747
電気業	4	2	2	3
ガス業	1	0	2	1
熱供給業	0	1	1	2
下水道業	38	40	41	39
鉄道業	4	4	6	5
倉庫業	17	15	15	14
石油卸売業	11	44	12	13
鉄スクラップ卸売業	1	1	1	1
自動車卸売業	0	0	0	1
燃料小売業	775	790	808	812
洗濯業	9	8	11	8
写真業	0	0	0	0
自動車整備業	18	20	233	211
機械修理業	3	3	4	5
商品検査業	1	0	3	3
計量証明業	0	0	2	2
一般廃棄物処理業	47	48	47	45
産業廃棄物処分業	10	11	12	13
高等教育機関	5	3	5	5
自然科学研究所	3	4	6	8
合計	1,639	1,642	1,995	1,939

製造業の内訳	届出件数			
	H13	H14	H15	H16
食料品製造業	7	6	6	5
飲料・たばこ・飼料製造業	1	2	1	1
繊維工業	15	12	13	13
衣服・その他の繊維製品製造業	2	2	2	2
木材・木製品製造業	14	10	10	11
家具・装備品製造業	2	2	2	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	18	27	20
出版・印刷・同関連産業	32	26	38	35
化学工業	212	205	220	214
石油製品・石炭製品製造業	15	15	14	14
プラスチック製品製造業	42	43	47	42
ゴム製品製造業	10	11	14	12
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0
窯業・土石製品製造業	21	22	26	28
鉄鋼業	41	35	35	38
非鉄金属製造業	44	46	45	42
金属製品製造業	107	103	133	134
一般機械器具製造業	34	29	41	38
電気機械器具製造業	32	25	49	44
輸送用機械器具製造業	17	13	23	19
精密機械器具製造業	5	2	6	5
武器製造業	0	0	0	0
その他の製造業	22	20	31	29